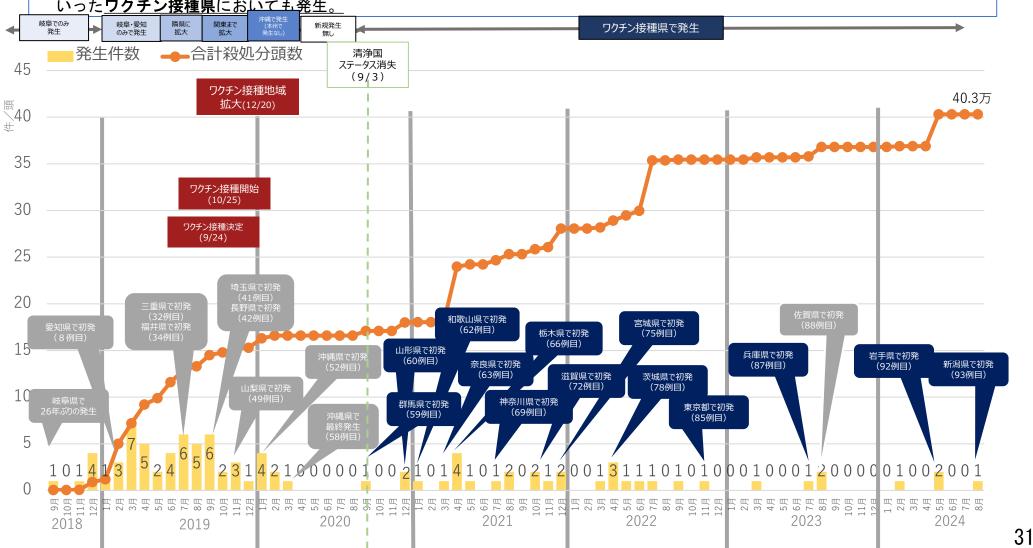
- (1) 原因:豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主: 豚、いのしし ※<u>人には感染しない</u>
- (3)分布:欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
  - ※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。 飼養豚では22都県、野生イノシシでは38都府県で 発生(令和6年10月27日時点)。



【皮膚紫斑(しはん)】 (出典:動物衛生研究部門)

- (4)症状:急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
  - ※ 有効なワクチンが存在

- 〇2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、 奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県及び新潟県の22都県で計93事例発生し、 これまでに約40.3万頭を殺処分。
- ○2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- ○<u>2020年9月3日</u>にWOAH (国際獣疫事務局) が認定する<u>豚熱の清浄国ステータスを消失</u>。
- 〇群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県、岩手県、新潟県といった**ワクチン接種県**においても発生。



- 予防的ワクチン接種の対象地域は、**防疫指針に基づき、**以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。
- ① 野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因(野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況)
- 疫学的リスク低減のため、**まだら打ちを避ける**(面的に接種し順に拡大)

飼養豚陽性発生県:赤色

【22都県】(飼養頭数 3,260,730頭(全国の37.1%))

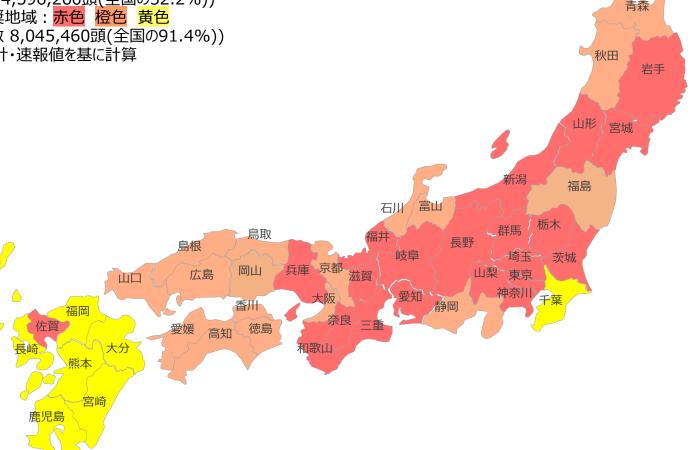
野生イノシシ陽性発生県:赤色(沖縄を除く) 橙色

【38都府県】(飼養頭数 4,596,260頭(全国の52.2%))

飼養豚へのワクチン接種推奨地域:赤色 橙色 黄色

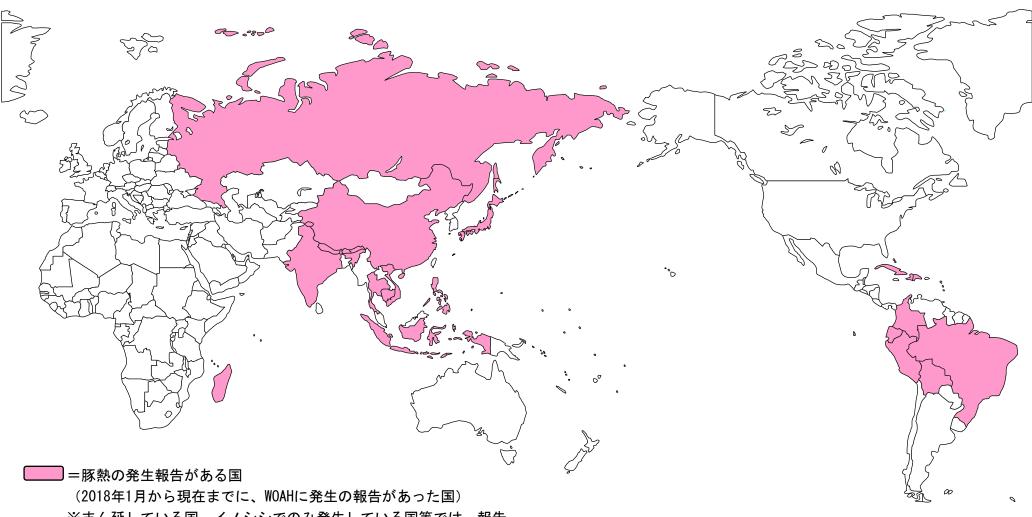
【46都府県】(飼養頭数 8,045,460頭(全国の91.4%))

※飼養頭数は、R6畜産統計・速報値を基に計算



- 〇 中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。
- O 北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

令和6年9月27日現在



※まん延している国、イノシシでのみ発生している国等では、報告されていない場合がある。

- 農場における豚熱対策として、**飼養衛生管理の徹底、適時・適切なワクチン接種**が発生予防の基礎となり、**早期** 通報の徹底がまん延を防止するために重要。
- 野生イノシシでの感染拡大を防止する対策として、サーベイランスによる浸潤状況を正確に把握したうえで、捕獲の 強化、経口ワクチンの散布、人の活動を介した感染拡大防止のための対策の周知を実施。

# 農場対策

#### 1 飼養衛生管理の徹底

豚熱の発生予防には、ワクチンのみで豚熱の感染を防ぐことはできず、**適切な飼養管理を徹底** が最も重要

- 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒
- **野生動物の侵入防止対策**の実施
- 万が一の発生に備えた埋却地等の点検・確保等

#### 2 適時・適切なワクチン接種

感染リスクの高い子豚に十分に免疫を付与する ために**適時・適切なワクチンを接種** 

#### 3 早期通報の徹底

まん延を防止するため、飼養豚群の健康状態を 日頃から的確に把握し、特定症状を認めた場合 には速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底

# 野牛イノシシ対策

## 1 サーベイランスの強化

経口ワクチン・捕獲強化など**野生イノシシにおける豚熱対策の検討**、また**飼養豚における対策の強化**のため、**正確な浸潤状況の把握が重要** 

## 2 捕獲の強化

**捕獲の強化**により、野生イノシシの密度・感染イノシシの絶対数を減少させ、**野生イノシシ間 の感染**を抑制し、**農場への侵入リスクを低下** 

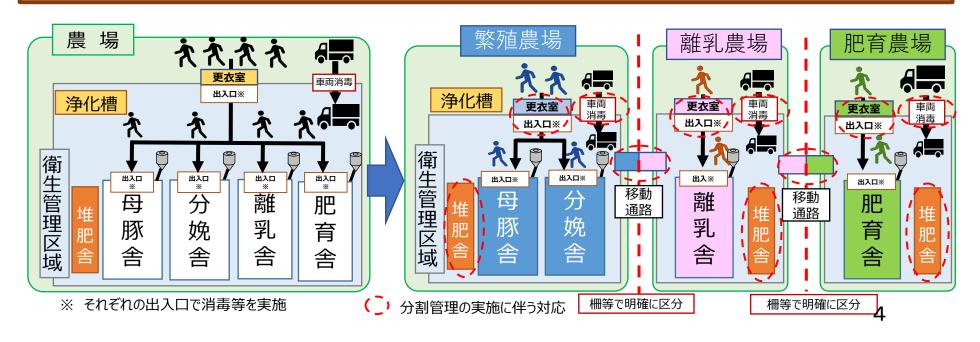
# **3 経口ワクチン散布**

経口ワクチン散布により、免疫を獲得させることで、**野生イノシシを介した感染拡大を抑制**し、**環境中のウイルス低減** 

#### 4 感染防止のための周知等の推進

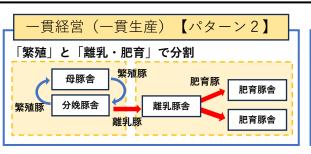
**人の活動を介した感染拡大を防止**するため、狩猟関係者・市民に向けた**対策の周知**推進

- 分割管理を適用する場合には、
  - (1) 隣接する衛生管理区域の境界に柵等を設け、**分割後の農場を明確に区分**
  - (2) 分割後の農場ごとに**作業者を分けるとともに、車両や作業者の出入口を設け、それぞれ消毒等を実施**。
- (3) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**(共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。) 等を行う必要がある。
- 特に、養豚農場においては、
- (1) 農場間の豚の移動が多いため、
  - ①豚を移動させる際に、**移動通路を使う場合は、作業員が交差しないよう作業**し、または**トラック等を使って移動させる場合**は、それぞれの**農場の入退場時に消毒等を実施**するなどが必要。
  - ②導入した豚は、一定期間、他の豚との隔離を実施(豚熱は10日間)
- (2) 設置していることが多い排水処理の浄化槽の取扱いとして、分割後の農場間で共用可能だが、発生時に非発生農場の経営が継続できる方法で防疫措置を実施する必要がある。

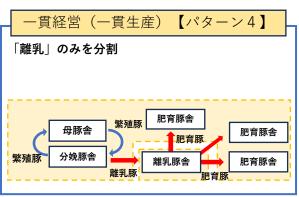


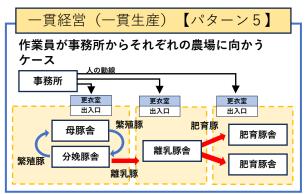
- 実際の養豚農場においては、豚舎の配置や豚の移動など、農場ごとに異なる部分が多いことから、様々な分割管理の取り方が検討しうるが、模式図として例示する。
- あくまで例示であり、これ以外にも農場の意向や実態を踏まえて単位を検討する必要がある。

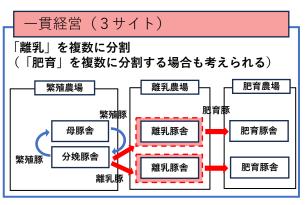


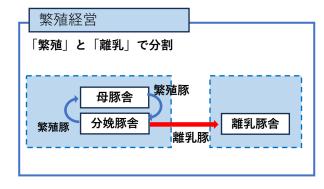


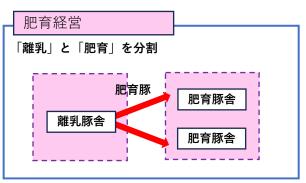


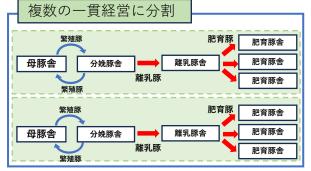












# (1)サーベイランスの強化 <mark>豚熱</mark> アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始**。
- 〇 令和2年8月31日に**全都道府県**に向けて**豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知**を発出。
- 〇 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生イノシシ死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

#### (2) 捕獲の強化 豚熱 アフリカ豚熱

〇 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、**豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県** に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

#### (3)経口ワクチン散布 豚熱

- 〇 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間へリコプターによる空中散布を実施(静岡県・栃木県)。</br>
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 〇 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県で 経ロワクチンを散布。

# (4) 感染防止のための周知等の推進 豚熱 アフリカ豚熱

- 山林作業者や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の 実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 〇 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

# (5) 法改正・制度的整理等の対応 豚熱 アフリカ豚熱

- サーベイランス、経ロワクチン散布等を家伝法に位置付け(令和3年4月施行)
- 野生イノシシの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化ついて、 消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、 環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出(令和4年3月)。

○ アフリカ豚熱の防疫措置の具体化(防疫指針の改正・基本方針の策定(令和6年3月)、防疫演習の実施等)。

【38都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】

豚熱感染野生イノシシ発見地点 (発見・捕獲日ベース:令和6年9月18日時点)



- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、**現在までに39都府県が経口ワクチンを散布**(令和6年9月27日時点)。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から 低下をしている中でも、免疫獲得イノシシを継続的に確認。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、 散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで以下を目指しているところ。
  - ① 農場への感染リスクの低減
  - ② まん延スピードを弱め、未確認地域への侵入を防止
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏ま えて、散布地点を選定**。

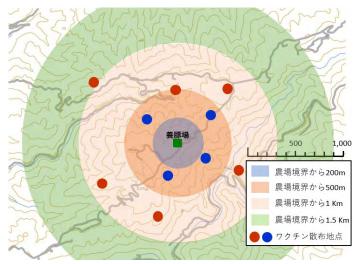
# (参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

# A:エリア型散布

- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

# B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、 農場近く(●)でも、散布が可能と考えられる。